

# 制定法の規定に基づくプロシース (proceeds) への追及権 (statutory tracing) エクイティ上の追及権 (equitable tracing) の法理との関係

小 山 泰 史

- 一 問題の所在
- 二 プロシースに関する制定法上の定義規定
- 三 追及権行使のための信認関係の要否
- 四 追及権行使の対象財産特定のルール
- 五 結 語

## 一 問題の所在

1 2004年秋の第161回臨時国会において、民法典の口語化と並んで、債権譲渡特例法の改正がなされ、動産譲渡の登録制度が導入された（債権譲渡特例法3条・7条）。法務省のホームページによれば、「現行法の下では、動産の譲渡を公示する制度が不十分であるため、動産を活用した企業の資金調達が円滑に行われていないと指摘されています。そこで、動産を活用した企業の資金調達の円滑化を図るため、登記によって動産の譲渡が公示できるように動産譲渡登記制度を創設するものです。これにより、動産を担保とする融資や動産の流動化・証券化が促進され、企業が円滑に資金調達をすることができるようになる」とされている<sup>1)</sup>。また、同法の改正により、債務者の特定していない将来債権の譲渡についても債権譲渡登記を経由することが可能になった（同法8条）。

このような動産・債権の担保化を語る際に、必ず引き合いに出されるのがアメリカ統一商事法典（Uniform Commercial Code）第9編（Article 9）である。債務者が現在所有し、かつ将来取得する爾後取得財産をも包括的

制定法の規定に基づくプロシーズ (proceeds) への追及権 (statutory tracing) (小山)

に担保の目的とすることを可能にする、浮動担保 (floating lien) の立法として理解されてきた同法については、近時効率的な公示制度たるファイリング制度の実態について詳細な検討がなされるに至っている<sup>2)</sup>。他方、UNCITRAL (国連国際商取引法委員会) は、2002年に担保作業部会 (Working Group) を立ち上げ、効率的な「動産」担保制度の構築に向けた検討作業を行っている<sup>3)</sup>。この UNCITRAL 「担保付取引に関する立法ガイド」もまた、アメリカ UCC 第9編をモデルとしていることは、その内容が浮動担保の実現をを指向していることから明らかである<sup>4)</sup>。

2 森田修によれば、UCC 第9編のファイリングシステムは、浮動担保をめぐる判例法の展開によって、「債務者の責任財産の契約による分配とその保護に関する政策的原理」としての「初期融資者の優越」(financier dominance) を支えるものであるという<sup>5)</sup>。従来、浮動担保の構成要素としては、保権者は債務者の現在所有する動産だけでなく、その将来取得する動産をも担保目的物とすることができる爾後取得財産条項 (after-acquired property clause), 単に担保契約時の貸付金債権だけでなく、将来発生する貸付金債権をも被担保債権の範囲とすることができる「将来貸付金条項」(future advances clause) に加えて、proceeds (プロシーズ = 代償・代替財産) が重要である。例えば、在庫商品が転売されて生じる売掛債権や、その取立換価金、さらにはそれらが銀行預金勘定中に入金されても、なお浮動担保の目的となる。この担保権の拡張が大幅に認められていることで、「初期融資者の優越」がより強化されるのである<sup>6)</sup>。

しかし、大陸法になじみのないプロシーズ概念を、日本法との関係でどのように理解すべきかはそれ自体が難問であって<sup>7)</sup>、UCC 第9編等の具体的な制定法におけるプロシーズに関する規定を詳細に検討することも、焦眉の課題といえよう。

3 ところで、英米法の信託法理においては、受託者 (trustee) の義務

違反に対して、受益者の「物権的な救済手段」(proprietary remedy)が広く認められている。その一つに、「エクイティ上の追及権」(equitable tracing, tracing in equity)がある。道垣内の説明によれば、「エクイティ上の追及権とは、信託財産と他の財産との混和の局面における受益者(beneficiary)の権利主張や、不当処分・許されない利益の局面における第三者に対する責任追及において用いられる法理である<sup>8)</sup>。」

「エクイティ上の追及権」については、すでに金銭騙取事例や誤振込事例との関連で詳細な検討がなされている<sup>9)</sup>。騙取された金銭がその後騙取者の銀行預金勘定中で騙取者の自己資金と混和され、また、預金勘定から引き出された場合に、金銭被騙取者の側でその返還を請求するとき、いったいどの範囲で騙取金銭が預金勘定中に残存しているかが問題となる。

これらの法理は、日本法における侵害利得返還債権に対する一般的な優先権付与の可否の視点から論じられている<sup>10)</sup>。本稿との関係で重要であるのは、「エクイティ上の追及権」の法理の下では、受託者の手に委ねられた信託財産そのものだけでなく、そのプロセスに対しても物権的な追及効が生じる点である。受託者の保有する信託財産に対し、エクイティ上の救済として対第三者効を伴う擬制信託(constructive trust)やリーエンなどの保護(物的権利(proprietary interests))が生じ、それらが本来の信託財産の不当処分によって生じたプロセスに対しても付着して物権的な救済が与えられるのである<sup>11)</sup>。特に、債務者が支払不能に陥ったとき、物的権利の保有者は、その財産が債務者に帰属していないものとして取り扱われて無担保の一般債権者より有利な地位を得られるため、受託者が交換等により取得したプロセスに対しても追及が許されるかどうかは、その債権者にとって重要な差異を生ぜしめる<sup>12)</sup>。

4 このように、これまで日本法との対比においてプロセスが取り上げられてきたなかには、一方ではUCC第九編等の動産・債権の包括担保化を可能にする制定法(statutes)<sup>13)</sup>との関係においてと、不当利得の返還に

制定法の規定に基づくプロシーズ (proceeds) への追及権 (statutory tracing) (小山)

関連してのエクイティ上の追及権との二つの潮流が存在する。本稿では、UCC 第9編等に基づくプロシーズに対する追及権を「制定法上の追及権」(statutory tracing)と呼んで、不当利得の返還に関連する「エクイティ上の追及権」と区別することにする<sup>14)</sup>。

UCC 第9編のプロシーズへの追及効は、信託法、エクイティ (equity)、原状回復法 (restitution) から追及のルールを借用し、それらを第9編に導入したものとされる<sup>15)</sup>。では、これら二つの「プロシーズに対する追及権」は、どのような点で一致し、またどのような点で異なるのか。これまで、侵害利得返還債権に対して物権的救済を認めることが、日本法の担保物権における物上代位の保護に近接することは、すでに一部で問題意識として共有されてきた<sup>16)</sup>。「エクイティ上の追及権」において物権的な追及効を認めることは、約定によらない担保権を付与するに等しい効果を有するため<sup>16-a)</sup>、約定担保権たる UCC 第9編等の担保権との追及効の異同を検討することは、日本法との対比においても意義があると思われる。

そこで、本稿では、プロシーズの定義やその追及権の根拠等について、「エクイティ上の追及権」と「制定法上の追及権」との異同についてについて若干の検討を試みるものである。ただし、プロシーズをめぐる優劣関係決定のルールについては既に詳しい紹介があるので<sup>17)</sup>、本稿の検討の対象から除外する。

5 本稿では、以下、次のような構成をとる。まずはじめに、UCC 第9編をそのまま導入したカナダの Personal Property Security Acts (以下、PPSA<sup>18)</sup> という)におけるプロシーズの定義規定、およびアメリカ UCC 第9編の定義規定、さらには「国際取引における売掛債権の譲渡に関する国連条約」、および UNCITRAL の「担保付取引に関する立法ガイド」におけるプロシーズの定義を検討する(二)。次に、「エクイティ上の追及権」と「制定法上の追及権」の異同を簡単に検討したうえで、「制定法上の追及権」・「エクイティ上の追及権」双方において、追及権行使の要件と

して信託関係 (fiduciary relationship) の存在が要求されるかどうかについて取り上げる(三)。さらに、騙取金銭の事例でよく見られるように、信託財産が銀行預金勘定中で受託者の自己資金と混和した場合、および、担保権者の担保権が及ぶはずのプロシーズが、銀行預金勘定中で債務者の固有の資金と混和した場合の特定のルールを検討する(四)。そして、最後に、簡単に全体のまとめを行う(五)。

- 1) <http://www.moj.go.jp/>.
- 2) 森田修「アメリカ法における動産担保権の公示と占有(1・5・完)」NBL 781号6頁, 782号39頁, 783号65頁, 784号37頁, 785号29頁(2004年)。
- 3) 沖野眞己「UNCITRAL「担保付取引に関する立法ガイド」(案)の検討作業状況(1・3・完)」NBL 759号19頁, 761号41頁, 763号45頁(2003年)。
- 4) 沖野・前出注(3)論文(1)・NBL 759号23頁, 同26頁注(14)。
- 5) 森田修・前出注(2)論文(1)・NBL 781号6-7頁, 同(2)NBL 782号42頁。
- 6) 森田修・前出注(2)論文(3)NBL 783号58頁。なお、筆者はこれまで proceeds を「ブロードシード」と表記してきたが、本稿では近時の日本における紹介が一貫して複数形での表記でなされることに鑑み、「プロシーズ」としている。
- 7) 沖野・前出注(3)論文(1)・NBL 739号26頁注(15)参照。
- 8) 道垣内弘人『信託法理と私法体系』(有斐閣・1996年)69-70頁。
- 9) 道垣内・前出(8)68-84頁・94-102頁, 松岡久和「アメリカ法における追及の法理と特定性」『現代における物権法と債権法の交錯』(林良平先生献呈論集)(有斐閣・1998年)357頁以下。また、木村仁「カナダにおける擬制信託と不当利得」『現代民事法学の課題下巻』(西原道雄先生古希記念)5頁(信山社・2002年)も参照。
- 10) 松岡・前出注(9)359-360頁。
- 11) 松岡・前出注(9)357頁以下, 362-364頁; Lord Goff & Gareth Jones, THE LAW OF RESTITUTION, 6th eds (Sweet and Maxwell 2002), p. 94 para 2-022 et seq.
- 12) Sarah Worthington, EQUITY (Clarendon Law Series: Oxford University Press 2003), p. 51 and p. 91.
- 13) 厳密に言えば、UNCITRAL「担保付取引に関する立法ガイド」(案)は本稿執筆時(2004年12月)では制定法ではない。しかし、各国に対する立法の指針としての位置づけを有するため、本稿では制定法に準じて扱うこととする。
- 14) See, Ronald C. C. Cuming, "Protecting Interests in Proceeds; Equity and Canadian Personal Property Security Acts", Ch. 18, D. Waters edited, EQUITY, FIDUCIARIES, AND TRUSTS 1993 (Carswell, 1993), at p. 431 et seq.
- 15) Richard L. Barnes, "Tracing Commingled Proceeds: The Metamorphosis of Equity Principles into U. C. C. Doctrine" (1990), 51 U. Pittz. L. Rev. 281, at p. 282.
- 16) 例えば、平野裕之「担保法の世界の広がり」平野 = 古積健三郎 = 田高寛貴『有斐閣アル

制定法の規定に基づくプロシーズ (proceeds) への追及権 (statutory tracing) (小山)

マ3 担保物権』(有斐閣・2001年)最終章(本稿執筆時には筆者在外研究中のため、参照できなかった)、松岡久和「動産譲渡担保権に基づく売買代金債権への物上代位」法学教室232号112～113頁(1999年)等。

16-a) Worthington, *supra* note 12, at p. 51.

17) 森田修・前出注(2)論文(3)・NBL 783号57-58頁。

18) PPSA については、さしあたり、拙稿「カナダ法における浮動担保と売買代金担保権の競合」撰南法学19号1頁(1998年)、同「流動財産担保における「通常の営業の範囲内の処分」カナダ法における「黙示の許可理論」をめぐる判例法理の展開を参考として」立命館法学284号1頁(2002年)を参照。

## 二 プロシーズに関する制定法上の定義規定

1 オンタリオ州 PPSA 1条<sup>(1)</sup>において、プロシーズは以下のように定義されている。

「プロシーズとは、担保目的財産もしくはそのそのプロシーズから直接的または間接的に生じた、同一性のある (identifiable)、もしくは、追及可能な (traceable) 人的財産 (personal property) であって、その形式の如何を問わない。また、プロシーズは、担保目的財産およびそのプロシーズについて生じた損失または損害に対して、それらに対する賠償もしくは補償として支払われる保険金ないしはその他のいかなる支払をも含む。」

この規定は、2000年改正前の UCC 第9編の9 306条をほぼ踏襲したものである。同条<sup>(1)</sup>および<sup>(2)</sup>は、以下のような規定であった。

「(1) プロシーズ (proceeds) とは、担保目的財産の売却、交換、取立てまたはその処分の際に受領されたもの、もしくはプロシーズのプロシーズを意味する。担保目的財産について生じた損失または損害を理由として支払われ得る保険金は、担保設定契約の定めに従って担保設定契約当事者以外の者に対して支払われ得る場合を除いて、担保目的財産のプロシーズとなる。金銭、小切手、銀行預金勘定 (deposit accounts)、およびそれらに類似するものは、『現金的プロ

シーズ』(cash proceeds)である。他の全てのプロシーズは、『非現金的プロシーズ』(non-cash proceeds)である。」

(2) 本編に別途定められている場合を除いて、担保権(security interest)は、担保目的財産の売買、交換またはその他の処分にもかかわらず、当該目的財産に対して継続する。」

上記の規定からは、UCC 第9編や PPSA においては、債務者が担保目的の財産を処分して得た対価で購入したもの(proceeds of proceeds, 例えば、売主が債務者であって、債権者に売掛債権が担保のために譲渡されているとする。売買代金の支払として買主が売主に引き渡した小切手が銀行預金勘定に預け入れられ、その結果その取り立てと支払の責任を預入銀行が負うに至った場合、その小切手が proceeds of proceeds と呼ばれる)についても、担保権が及ぶとされていることに注意を要する<sup>19)</sup>。

2 他方、オンタリオ以外の PPSA の定義は、ほぼ共通して以下のようになっている。例として、サスカチュワン州 PPSA<sup>20)</sup> 1条1項を挙げよう。

「プロシーズとは、以下のものを意味する。

- (a) 同一性のある(identifiable, 同一性を識別しうる)、もしくは、追及可能な(traceable)人的財産(personal property)、定着物(fixtures)、および農産物であって、
  - (i) 担保目的財産もしくはそのプロシーズの取引から直接的または間接的に生じ、かつ、
  - (ii) 債務者が、当該プロシーズについて権利を取得するもの。
- (b) 担保目的財産およびそのプロシーズについて生じた損失または損害に対して、それらに対する賠償もしくは補償として支払われる保険金ないしはその他のいかなる支払を求める請求権。
- (c) 無形財産(intangibles)、手形(instrument)、証券(security)、動産抵当証券(chattel paper)。」

これらオンタリオ州 PPSA と西部モデルの PPSA を比較すると<sup>21)</sup>、プ

制定法の規定に基づくプロシーズ (proceeds) への追及権 (statutory tracing) (小山)

ロシーズの定義について若干の相違があることがわかる。サスカチュワン州では、(a)(ii)において、オンタリオ州 PPSA にはない「債務者が、当該プロシーズについて権利を取得するもの」という一文が存在する。サスカチュワン州 PPSA 1条の上記(a)(ii)は、UCC 第九編でいえば担保権成立の三要件の一つである、「債務者が担保目的財産に権利を取得すること」に対応する (UCC 9 203条(b)(2))<sup>22)</sup>。つまり、プロシーズに対して担保権が追及するためには、債務者が、当初の担保目的財産 (original collateral) に対して「権利」を取得していることがまず必要である。この要件が充足されていないと、当初の担保目的財産自体に担保権の成立が否定されるから、その価値変形物たるプロシーズへの追及を検討する余地もない。つまり、当初担保目的財産上にいったん当該担保権が成立し、これを前提として、加えてその担保目的財産の価値変形物であるプロシーズ上に、さらに債務者が権利を取得すること、という二段階の絞りがかけられているのである<sup>23)</sup>。プロシーズをめぐるこのルールは、「何人も自己の有する以上の権利を他人に譲渡することはできない」(“nemo dat quod non holder”) という基本原則 (いわゆる Nemo-Dat Rule) が PPSA にも妥当することを示すものである<sup>24)</sup>。この規律は、同様の明文の規定をもたないオンタリオ州の PPSA や UCC 第9編にも妥当するものであろう。

3 他方、2000年改正後の UCC 第9編では、9 102条(64)(C)において「担保物より生じた諸権利」(rights arising out of collateral) を加え、プロシーズは極めて広範な概念となった<sup>25)</sup>。同条同項は以下のように規定する。

「9 102条(64) プロシーズは、9 609条において用いられる場合を除いて、以下の財産 (property) を意味する。

(A) 担保目的財産の売却、賃貸 (lease)、ライセンスの供与 (licence)、交換、もしくはその他の処分に際して取得されたいかなるもの。



- (B) 担保目的財産の取立て、もしくは、それから生じる配当により生じた一切のもの。
- (C) 担保物より生じた諸権利。
- (D) 担保目的財産の価値の限度において、担保目的物について生じる損失、不適合、その使用に対する干渉、瑕疵、担保目的財産上の権利に対する侵害もしくは毀損により生じる請求権。
- (E) 担保目的財産の価値の限度において、かつ、債務者もしくは担保権者に対して支払われうる限度において、担保目的財産について生じる損失、不適合、瑕疵、担保目的財産上の権利に対する侵害または毀損を理由として支払われ得る保険金。」

旧規定である9 306条<sup>(1)</sup>と異なり、9 102条(64)(A)においては賃料が含まれている。これは、債務者が当初の担保の目的である設備(equipment)を第三者に対して賃貸している場合に、その賃料収入がプロセスに含まれることを明確化したものである<sup>26)</sup>。また、同項(A)においては、担保権者が担保権を有している一般無形財産(商標)から生じる使用許諾料(ロイヤリティ)もまた、担保目的財産のプロセスとして担保権が及ぶことを示すものである<sup>27)</sup>。

2000年改正のプロセスの定義においては、9 102条(64)(C)において、第一次的な担保目的財産(collateral)が株式などである場合、株式配当金(dividends)や、追加的に新たな株式を購入する選択権(options)がプロセスに含まれることを示す。しかし、改正以前のUCC第9編に基づいているカナダのオンタリオ州PPSAでは、これらは今のところプロセスに含まれていない点に注意を要する<sup>28)</sup>。

4 次に、「国際取引における売掛債権の譲渡に関する国連条約」(United Nations Convention on the Assignment of Receivables in International Trade)をみよう。

まず、本条約において、プロセスとは、「譲渡される債権に関して受

制定法の規定に基づくプロシーズ (proceeds) への追及権 (statutory tracing) (小山)

領される一切のものを含み、その受領が売掛債権の全額または一部の支払であるかどうか、その他の弁済であるかどうかを問わない。この用語は、プロシーズに関して受領された一切のものを包含する。また、この用語は、返還された物品 (returned goods) を含まない」とされる (同条約 5 条 (j)<sup>29</sup>)。すでに検討した UCC 第 9 編等の定義と同様、債務者が担保物を処分して得た対価で購入した財産 (proceeds of proceeds) にも、担保権が及ぶとされている<sup>30</sup>。

関連する規定として、同条約14条 1 項は、以下のように規定する。

「14条 1 項

- (a) 譲渡債権について、その支払が譲渡人に対してなされる場合、譲受人は、譲渡された債権に関して生じるプロシーズ、および返還される物品を保持する権利を有する。
- (b) 譲渡された債権について、その支払が譲渡人に対してなされる場合、譲受人は、譲渡債権のプロシーズの支払を受ける権利、および、譲渡債権に関連して譲渡人に返還される物品を保持する権利を有する。
- (c) 譲渡された債権についての支払が、譲渡人・譲受人以外の者に対してなされ、かつ、その者に対して譲受人が優先する場合、譲受人は、譲渡債権のプロシーズの支払を受ける権利、および、譲渡債権に関連して譲渡人に返還される物品を保持する権利を有する。」

さらに、同条約24条は以下のように規定する。

「24条 プロシーズに関する特別ルール

- 1 プロシーズが売掛債権の譲受人によって受領された場合、譲渡債権における譲受人の権利が、譲渡債権につき競合する者の権利に優先する範囲で、譲受人はこれらのプロシーズを保持する権限を有する。
- 2 プロシーズが売掛債権の譲受人によって受領された場合、以下の条件を満たすことにより譲渡債権に対する他の権利に譲受人の権利

が優先するのと同じ範囲において、譲受人は、これら売掛債権のプロシーズについても、譲渡債権につき競合する権利者に優先する。

- (a) 譲渡人が譲受人のためにプロシーズを保持せよとの譲受人からの指示に従ってプロシーズを受領し、かつ、
- (b) 現金もしくは証券から構成されるプロシーズのみを含む、分別された銀行預金勘定もしくは証券取引勘定 ( securities account ) のように、当該プロシーズが、譲受人のために、譲渡人によって、譲渡人の資産から分別して、かつ、合理的に識別可能な態様において保持されていること。

3 本条第2項は、売掛債権から生ずるのではなく、合意によって設定される、プロシーズを受働債権として相殺をなす権利の優先に何ら影響するものではない。」

本条約は、条約の性格上売掛債権から派生するプロシーズのみを扱うが、上記の24条2項において譲渡債権のプロシーズに対する債権譲受人が、プロシーズが分別管理され、かつ識別可能な ( identifiable、売掛債権との同一性のある ) であることを条件に、競合する権利者に対して優先することを承認する点が目を惹く。また、第3項との関係では、UCC 第9編において、売掛債権や棚卸資産を目的として設定された浮動担保が、その取立換価金が入金された銀行預金勘定中の資金を第一次的な担保目的財産のプロシーズとして優先を主張したところ、銀行が、当該債務者に対する貸付金債権と預金勘定中の資金を相殺したという場合に、2000年の改正により新たに設けられた規定 ( UCC 9 340( a ) ) により、銀行の相殺権が優越することになったことを想起させる<sup>31)</sup>。この銀行の相殺権はコモンロー上の権利であるが、改正以前には浮動担保の優先が判例によって承認されていたのである<sup>32)</sup>。

国連が本条約を採択したのは2004年であるから、本条約の24条には、2000年の UCC 第9編改正の影響が一定程度散見されるといえよう。

5 最後に、UNCITRAL「担保付取引に関する立法ガイド」を取り上げることによろう。

UNCITRAL 第6ワーキンググループは、2004年9月27日から10月1日にかけて行われた第6セッションにおいて、「担保付取引に関する立法ガイド」の草案を採択した<sup>33)</sup>。プロシーズの定義に関しては、すでに沖野教授の詳細な紹介<sup>34)</sup>によって言及された内容から、大きな変更はないようである。例えば、ある勧告では、「本法は、当事者の反対の合意がない場合に適用される、補完的な、強制的でないルールを定める。そのルールには以下のものを含むべきである。……(b)担保目的財産から派生したプロシーズまたは果実に対する権利をとりわけ規定すべきである<sup>35)</sup>」とされる。これは、より以前のセッションにおいて、売掛債権のような代償・代替財産(本来のプロシーズ)と、天然果実等の元の財産に付随する増加財産とを、同じプロシーズの名称の下にまとめることは概念の混乱を招くため、プロシーズを前者のみに用い、後者については果実 (fruits) 等の別の語を当てるべき、との指摘を踏襲したものといえる<sup>36)</sup>。

第6セッションの草案のなかで、プロシーズ全体については、以下のような勧告がなされている。

「プロシーズにおける担保権 (Security Interests in Proceeds)

「本法が、当初の担保目的財産から生じた同一性あるプロシーズについても制定法上の担保権を承認する場合、プロシーズに対する担保権が以下の条件を満たして発生すれば直ちに第三者に対しても効力を生じることを規定すべきである。

- (a) 当該プロシーズが、金銭 (money), 流通証券 (negotiable instruments), 流通権原証券 (negotiable documents of title), 銀行預金勘定を含む売掛債権 (もしくは、売掛債権および銀行預金勘定) の形式をとること。
- (b) 当該プロシーズが、担保権の登録制度において登録された公示手段 (notice) における担保目的財産の記述 (description) に包含さ

れていること。

- (c) プロシーズ上の担保権が、勧告によって言及された方法の一つにより、プロシーズの発生後15日以内に、第三者に対して単独で効力を生じること<sup>37)</sup>。」

第6セッションにおいては、プロシーズの定義に、売掛債権の取立換価金を含むべきであることが合意された<sup>38)</sup>。また、担保権者が、担保権の負担のついたまま第三者に帰属した財産本体に対して追及 (follow) をする権利を有し、同時に、担保設定者によって受領されたプロシーズについても追及する (trace) 権利を有する<sup>39)</sup>ので、プロシーズは、担保設定者が受領したものだけを含むべきである、との主張がなされた<sup>40)</sup>。この主張は、担保権のプロシーズに対する追及効は、債務者が受領したプロシーズに限定されるべきで、プロシーズのプロシーズ (proceeds of proceeds) に対する追及効を否定する見解である。

この見解は、このようなケースで追及効を否定すべき理由として、以下のようにいう。すなわち、担保権者の同意なくして、かつ、担保設定者の通常の営業の範囲外で担保目的財産が売却されたとすれば、担保権者は、担保目的財産のいかなる譲受人に対しても自己の担保権をその目的財産自体に主張し (following)、同時に、担保設定者および譲受人の受領した一切のプロシーズに対しても担保権を追及することになる。仮に、担保権者が担保不足に陥っていた場合、この状況は、担保権者にとって僥倖 (windfall) となる。この僥倖を避けるために、担保権者が追及可能な価値の限度を、プロシーズが発生した時点での当初の (第一次的な) 担保目的財産の価値の範囲に制限すべきである、というわけである<sup>41)</sup>。

他方で、担保権は、担保設定者およびそれ以外の者が受領した一切のプロシーズに及ぶべきである、との主張もなされている。すなわち、担保権者の同意なくして処分がなされた場合に、当初の担保目的財産に対して担保権が追及をなし得る権利は、そのプロシーズに対する追及が認められてこそより保護が増すものである。また、その追及権は、被担保債権の限度

制定法の規定に基づくプロシーズ (proceeds) への追及権 (statutory tracing) (小山)

に制限されることに注意すべきである。最も重要であるのは、プロシーズへの追及効が担保設定者の受領したプロシーズに限定されるとすれば、担保設定者から担保目的財産を受領した譲受人がさらにこれを転売することによって、すでに設定者のところ追及効が切断されている結果として、担保権の保護が弱められてしまうことにある<sup>42)</sup>。

結局、第6セッション終了時までにはこの議論に決着がつかず、2005年1月24日から28日まで開催される第7セッションに持ち越されることとなった<sup>43)</sup>。

- 19) UCC 9-102 Official Comment 13c; Jacob S. Ziegel & David L. Denomme, THE ONTARIO PERSONAL PROPERTY SECURITY ACT: COMMENTARY AND ANALYSIS (Butterworth, Canada 2000.), § 1.21 at p. 24; 森田修・前出注(2)論文(3)・NBL 783号57頁。
- 20) S. S. 1979-90, c. P-6. 1.
- 21) PPSA には、ニュージーランドの Personal Property Securities Act の原型となった西部諸州(ブリティッシュ・コロンビアやアルバータ、サスカチュワン等)の PPSA と、オンタリオ州の PPSA があることについて、拙稿・前出注(18)撰南法学19号13頁以下を参照。
- 22) 2000年改正後の UCC 9 203条(b)は、「債務者が担保目的財産に権利を取得するか、もしくは担保権者へ担保目的財産を譲渡する権限を有すること」という規定となっている。
- 23) これは、以下のような例で説明される。担保権者が債務者 D 所有の「青い自転車」上に担保権を有している。D がいまこれを B<sub>1</sub> に対して譲渡した。この譲渡は担保権者の授權(authorization)なしに行われ、かつ、債務者 D の通常の営業過程において行われたものではなかった。B<sub>1</sub> は「青い自転車」を B<sub>2</sub> に転売し、B<sub>2</sub> は代金の一部の支払に代えて、「緑の自転車」を B<sub>1</sub> に譲渡した。このとき、担保権者は、当初の担保目的財産として「青い自転車」については、B<sub>2</sub> に対しても自己の担保権を主張し得る。けれども、「緑の自転車」については、債務者 D は何らの権利(物的権利, proprietary interest)を取得していないので、担保権を主張することはできない。Cuming, *supra* note 14 at p. 426 n. 8.
- 24) Cuming, *Id.* at p. 426. See also, *Id.* at p. 439; Flexi-coil Ltd. v. Kindersley District Credit Union Ltd. (1993), 107 D.L. R. (4th) 129; Linda Widdup & Laurie Mayne, PERSONAL PROPERTY SECURITIES ACT: A CONCEPTUAL APPROACH, Revised eds. (Lexis-Nexis Butterworths, New Zealand 2000), para 18. 6 at p. 166.
- 25) 以下の叙述は、森田修・前出注(2)論文(3)・NBL 783号56-58頁に依拠するところが大きい。
- 26) Barkley Clark & Barbara Clark, "The Floating Lien: Financing Accounts, Inventory, and Chattel Paper", 2 THE LAW OF SECURED TRANSACTIONS UNDER THE UNIFORM COMMERCIAL CODE, Revised eds. (A. S. Platt & Sons 2000), ¶ 10. 01[2][c], at 10-6.

- 27) Clark & Clark, *Id.* at 10-7.
- 28) Ziegel & Denomme, *supra* note at 19, § 1. 22 at p. 25.
- 29) See, <http://www.uncitral.org/en-index.htm>.
- 30) Explanatory note by UNCITRAL secretariat on the United Nations Convention on the Assignment of Receivables in International Trade, Part V 4. para 39.
- 31) Clark & Clark, *supra* note 26, ¶ 10. 01[2][f] at 10-14.
- 32) Clark & Clark, *Id.* ¶ 3. 11 at 3-208 et seq.
- 33) “Draft Legislative Guide on Secured Transactions 29 July 2004”: United Nations on International Trade Law Working Group VI (Security Interests) Sixth session Vienna, 27 September-1 October 2004. ガイドラインの各文書については, See, <http://www.uncitral.org/en-index.htm>.
- 34) 沖野・前出注(3)論文(1)・NBL 759号26頁注(15)。
- 35) A/CN.9/WG.VI/WP.13/Add.1, at p.2 para 57.
- 36) A/CN.9/WG.VI/WP.11/Add.2-Draft Legislative Guide on Secured Transactions paragraphs 32-33, 11 February 2004; 沖野・前出注(3)論文(1)・NBL 759号26頁注(15)。
- 37) A/CN.9/WG.VI/WP.13 para 32. また, para 37 においては, 第一次的な担保目的財産に対する担保権者の優先が, 本文の(a)(b)(c)の要件の下でそのプロセスにも及ぶことを規定すべきとする。沖野・前出注(3)論文(1)・NBL 759号39頁下から2段目の指摘と同様である。
- 38) この合意は, すでに採択された「国際取引における売掛債権の譲渡に関する国連条約」14条1項および24条と軌を一にする。
- 39) 原財産自体の返還請求 (following) とそのプロセスへの追及 (traicing) の区別について, See, Lionel D. Smith, THE LAW OF TRACING (Clarendon Press: Oxford 1997), pp. 6 et seq; Worthington, *supra* note 12 at pp. 91 et seq.
- 40) A/CN.9/570-Report of Working Group VI (Security Interests) on the work of its sixth session (Vienna, 27 September-1 October 2004) para 22.
- 41) A/CN.9/570-Report of Working Group VI (Security Interests) on the work of its sixth session (Vienna, 27 September-1 October 2004), para 39. しかし, この主張に対しては, 第三者にとって, 担保設定者から担保権の設定を受けた担保権者が, 設定者に優越することを判断することが困難であるとの指摘がなされた *Id.* para 22.
- 42) *Id.* at para 40.
- 43) *Id.* at para 41.

### 三 追及権行使のための信認関係の要否

1 従来, エクイティ上の追及権は, 受益者に対して信認義務 (fiduciary duty) を負っている受託者が, 信認義務違反によって, 受益者の損失に

において不当に利得を得ること、あるいは、錯誤による財産の譲渡の結果、譲受人が譲渡人の損失において不当に利得を得ることを妨げることを企図して与えられるといわれてきた。換言すれば、その救済が与えられることによって、不正行為を矯正することに主眼がおかれてきたのである<sup>44)</sup>。

これに対して、制定法上の追及権は、債務者が担保権者との関係で債務不履行に陥ったことが倫理的に非難されるかどうかという行為の規範的評価に対しては中立的であって、単に当初の担保目的財産とそのプロシーズとの間に同一性 (identifiability, 事実上の牽連性) が証明できさえすれば、追及が自動的に認められる。このことは、担保目的財産の第三取得者との関係でも同じであって、第三取得者の行為態様が追及の可否に影響を及ぼすわけではない<sup>45)</sup>。また、制定法上の追及権においては、エクイティ上の追及権の限界づけをなす善意有償の第三取得者の法理<sup>46)</sup>の適用はない。追及効の切断の可否は、第三取得者への譲渡が「通常の営業過程」(in the ordinary course of business) において行われたかどうか等の、制定法の定める独自のルールによって規律される (例、改正前の UCC 9 307条(1)・改正後の 9 320条(a), オンタリオ州 PPSA 28条他<sup>47)</sup>)。さらに、エクイティ上の追及権が、損失額を超える代償物たるプロシーズ全体に対して、物権的救済たる擬制信託の成立 (特定の原状回復) を認めて、返還権利者をより手厚く保護しようとする<sup>48)</sup>のと異なり、いかにプロシーズが当初の担保目的財産より価値を増しても、追及しうるのは被担保債権額を上限とする点も重要である<sup>49)</sup>。

2 UCC 第9編や PPSA において、仮にプロシーズに対する制定法上の追及権が認められないとすれば、担保権の実行段階では、担保目的財産は第三者への処分によってすでに債務者の手元にはなく、仮に処分を免れていても、すでに著しく減価していることが通常であるから、債務者 (担保設定者) が第一次的な担保目的財産の処分から生じる収入を得て、そこから弁済を受けるという担保権者の期待は著しく危殆化される。とりわけ、



主たる担保目的財産が在庫商品等の棚卸資産 (inventory) であるとき、債務者がその通常の営業過程でそれらを売却することは当然の前提とされる。そのような状況下で、担保権者が処分換価金等の代償・代替物たるプロセスから弁済を受けることを期待することには、一種の合理性があるといえよう。すなわち、担保権者の合理的な期待こそが、プロセスに対する制定法上の追及権の正当化根拠なのであって、この追及権が認められないとすれば、融資のコストはかえって上昇し、債務者に転嫁される事態を招来するというわけである<sup>50)</sup>。また、Cumming によれば単に当初の担保目的財産が債務者によって他の形式の財産と交換されたという理由で、担保権が切断されると考えること自体、商業上不公正でかつ不合理 (unfair and unreasonable) であるという<sup>51)</sup>。

本稿二において検討した UNCITRAL「担保付取引に関する立法ガイド」の議論でもみられたように、追及効を第三取得者との関係でどの範囲まで認めるかの議論は、担保権者の追及に対する期待をどこまで保護すべきか、というポリシー上の問題に関連づけて理解すべきであろう。

3 UCC 第9編や PPSA 等の制定法が導入される以前の段階では、棚卸資産等担保権設定後の処分を当然の前提とする財産を担保の目的とする場合に、担保権者と債務者 (担保設定者) の間で、「プロセス信託条項」 (trust proceeds clause) が担保設定契約中に設けられることが通常であった<sup>52)</sup>。この条項は、担保目的財産を処分して取得するプロセスを、代担保として、担保権者のために保持することを債務者に義務づけるものである。この特約は、UCC 第9編や PPSA を未だ採用していないイングランド法で担保手段として用いられている所有権留保売買における「ロマルパ条項」 (Romalpa clause) に相当する<sup>53)</sup>。

4 ロマルパ条項の効力が問題となった *Aluminium Industrie Vaassen B. V. v. Romalpa Aluminium Ltd.* 事件<sup>54)</sup>において、後に「ロマルパ条項」と呼ば

れることになる契約条項は、以下のようなものであった<sup>55)</sup>

「X (所有権留保売主) により引き渡された材料の所有権は、買主 Y が X に対して負う全ての債務を履行したときのみ、買主 Y に移転する。

……買主が本件材料から新たな物品を作成したとき、本件材料を他の物品と混和させたとき、あるいは、本件材料が何らかの方法により他の物品の構成部分になったときは、X は、買主が X に対して負う債務の履行の担保として、その新たな物品の所有権を与えられる。

……買主が X に対して負っている債務の完済まで、買主は当該物品を信認的な所有者として X のために保持し、また、要求のあるときは、上記のことがわかるような方法において保管しなければならない。しかしながら、買主は、X がそのように要求したときには X に対して負っている債務から完全に解放されるまで、買主が彼からの買主に対して有する、その取引から生じた請求権 (プロシーズ: 筆者注) を X に譲渡するという条件の下で、自らの通常の営業の範囲において、当該物品を第三者に売却し、また引き渡すことができる。」

買主 Y について強制管理が開始され、X は、転売代金上にエクイティ上の追及権を有することを主張した。これに対し、イングランド控訴院の Roskill 判事は、以下のように述べて X の主張を肯定した。すなわち、「契約条項 13 項前段 (ロマルパ条項) は、本人 代理人 (principal-agency)、あるいは、寄託者 受寄者 (bailor-bailee) という信認関係 (fiduciary relationship) に基づく転売を認めたものと考えらるべきである。すなわち、一方、Y (買主) と転得者との間では Y が本人となって売却し、他方、X (売主) Y 間では、Y は X の代理人として X の所有物を売却したことになる。そして、代理人は本人と信認関係に立ち、本人に対して売得金 (プロシーズ) について責任を負う (accountable) ののである」と<sup>56)</sup>。

5 実質的にみれば、ロマルパ条項は、買主に、売主の代理人として物品の第三者への転売を容認しながら、同時に第三者へ転売される物品の所有権を売主に留保する、という内容である<sup>57)</sup>。すでに述べたように、同様の契約条項は、UCC 第9編や PPSA の採用以前の実務において採用され、また、2000年に改正される以前の UCC 9 306条のオフィシャルコメント2は、以下のように述べていた。

「担保権 (security interest) は、当初の担保目的財産の交換によって受領されたものに成立するといわれていた。すなわち、債務者は、担保権者の受託者 (trustee) または代理人 (agent) として、当該プロシーズを保有するとされていたのである<sup>58)</sup>。」

6 上記の UCC 9 306条のコメントは、UCC 第9編・PPSA 以前の北米の担保実務では、Alminuin Industrie Vaassen B. V. v. Romalpa Aluminium Ltd. 事件判決において Roskill 判事が述べたのと同様に、担保権者・債務者 (担保設定者) 間に信認関係 (fiduciary relationship) の存在が要求されていたことを示唆する<sup>59)</sup>。では、UCC 第9編等の制定法が採用されて以降も、プロシーズへの制定法上の追及権行使に際して、法採用以前と同様、担保権者・債務者間に信認関係の存在が要件とされるのであろうか。

UCC 第9編および PPSA の下では、売主への所有権留保は、一律に売買代金担保権 (purchase money security interests) としての取り扱いを受ける<sup>60)</sup>。Transamerica Commercial Finance Corp., Canada v. Royal Bank of Canada 事件判決<sup>61)</sup>において、Transamerica 社はカーディーラーである債務者に対して、債務者の棚卸資産を主たる担保目的財産としてこれらに売買代金担保権を取得した。UCC 9 107条(b)における、債務者に担保目的財産の購入資金を貸し付ける、融資者の売買代金担保権である (ただし、PPSA の事案)。債務者は、棚卸資産の転売から生じるプロシーズを、自己の一切の資産に浮動担保を取得している銀行の預金勘定に入金していた。その預金勘定中で、債務者は、プロシーズと他の自己資金を混和

制定法の規定に基づくプロシーズ (proceeds) への追及権 (statutory tracing) (小山)

(mixing) してしまった。その後、債務者の破産宣告時にそのプロシーズについて優劣が問題となったとき、裁判所は、「棚卸資産の売却から生じたプロシーズを、銀行預金勘定中に追及することを可能ならしめるために、売買代金担保権の保有者が、自己と債務者との間に信認関係が存在することを証明する必要はない」として、信認関係の存在を要求すべきとした銀行の主張を排斥した<sup>62)</sup>。また、Flexi-Coil Ltd. v. Kindersley District Credit Union Ltd. 事件判決<sup>63)</sup>も、Transamerica Commercial Finance Corp., Canada v. Royal Bank of Canada 事件判決を先例として引用し、PPSA におけるプロシーズへの追及には信認関係の存在は不要であるとする<sup>64)</sup>。

その一方で、General Motors Acceptance Corp. of Canada v. Bank of Nova Scotia 事件判決<sup>65)</sup>は、これらの判決とは異なる判断を示している。上記の二つの判決と同様、売買代金担保権のプロシーズ(売買代金担保権の目的財産の売却益が銀行預金勘定に預け入れられ、債務者の他の資産と混和した場合)への追及の可否が問題となった事案で、「担保権者と債務者であるディーラーの間には、エクイティ上の原則の適用によって銀行預金勘定中の資金への追及を可能ならしめる信認関係が存在しない」とした<sup>66)</sup>。さらに、同判決は、たとえ PPSA の下であっても、プロシーズへの追及権が認められるためには、担保設定契約中に明示の条項が必要であるとも述べる<sup>67)</sup>。

7 Ziegel によれば、PPSA におけるプロシーズへの追及権は、担保権者に制定法上の権利 (statutory right) として与えられたものであって、決して担保設定契約中の特約(「プロシーズ信託条項」(trust proceeds clause)の有無に左右されないという<sup>68)</sup>。すなわち、PPSA および UCC 第9編において規定されるプロシーズへの追及権 (statutory tracing) は、エクイティ上の追及権とは異なるものであって、追及権行使の要件として信認関係を課す必要はなく<sup>69)</sup>、ブリティッシュ・コロンビア州 PPSA 1 条<sup>70)</sup>のように、「本法28条で規定されるように、プロシーズ上に担保権を

有する者と、プロセス上に権利ないし処分権を有する者（債務者：筆者注）との間の信認関係の有無とは無関係に、プロセスは追及可能である」との明文の規定を有する立法も存在する。

8 UCC 第9編・PPSA等を採用していない法域で用いられるロマルバ条項は、売主をしてプロセスへの追及を認める一方、債務者たる買主をして、一定期間転得者から取り立てたプロセスを自己のために費消することを認めるものである。そのような債務者の行動の自由は、一定期間売主が買主に信用供与を行うことを意味し、「他人の利益のために行動すべし」という信認関係とは、相反する概念であるといえる<sup>71)</sup>。すなわち、受益者たる売主のためにプロセスを清算すべきエクイティ上の義務(equitable duty of account)と、買主が転売より生じるプロセスを費消しうる自由とは、それ自体一定の矛盾を内包するものなのである<sup>72)</sup>。

その一方で、売主・買主の關係に信認關係が付加されることで、實際問題として、担保権者が、新たに製造された物品の転売から生じる売掛債権(プロセス)に対して、十分なコントロールをなすことが可能になるという見解もある<sup>73)</sup>。また、Watersは、たとえPPSAの下であっても、プロセスへの追及が認められるためには、担保権者・債務者双方の行為態様を評価すべきであると主張する。債務者をしてプロセスの費消の自由を認め、外観上、その支払能力の程度について誤解を生ぜしめるような担保権者には、追及を否定して然るべきであるというのである<sup>74)</sup>。すなわち、Watersのこの主張は、担保権者が担保目的財産とそのプロセスに対して実質的な支配を及ぼすべきであるというものであって、UCC第9編が採用される以前に、債務者の棚卸資産・売掛債権全体を担保の目的としながら、債務者にそれらの処分の自由を認めること、より詳しくいえば、担保権者に対してプロセスを清算する義務を負うことなしに広範な処分の自由を認めること(“unfettered dominion over the collateral”)を禁じた、Benedict v. Ratner 事件<sup>75)</sup>の原則を再度招来するものである<sup>76)</sup>。

9 UCC 第9編の起草者は、まさに Waters が主張するような、担保権者による債務者の厳密な監視 (policing) を排斥することを意図したのであって<sup>77)</sup>、UCC 第9編および PPSA において、プロシーズへの追及を認めるのが制定法上の権利であり、担保権者・債務者間に信認関係の存在を要件としない以上、Waters の主張が支持を得られないのは容易に想像することができるだろう。現に、Canadian Imperial Bank of Commerce v. Marathon Realty Co. 事件判決<sup>78)</sup>は、「担保目的財産の転売から生じたプロシーズは、銀行のために債務者が受託者として保有する義務を負い、かつ、銀行に対してその後支払をしなければならない」という担保設定契約中の条項につき、「融資者は、棚卸資産の売却から生じるプロシーズに対する担保権を失うことを避けるべく、本担保設定契約第7項または同様の条項を実効性あるものとするため、債務者の活動を日常的に監視する (policing)、という義務を負わない。そのような監視活動は、プロシーズへの追及の問題を容易にするが、商業取引を規律する法を簡便なものにして実務と整合性を持たせるという、PPSA の基礎にある目的と合致しない<sup>79)</sup>」と述べて、Waters の主張を排斥している。

10 制定法上の追及権行使の要件として信認関係の存在を要しないのは、もはや UCC 第9編型の立法の下では、担保権者・債務者間の関係が、信託法の規律する領域ではないからである。これに対して、売買契約書の特約として設けられるロパルマ条項ないし「信託プロシーズ条項」は、売主・買主間でプロシーズを信託財産として設定される明示の信託 (express trust) を担保目的で利用することを意図する。

他方、エクイティ上の追及権の法理は、もともとは、受託者が受領した信託財産を、信託の目的外に使用したり、売却したりした場合の受益者に認められる救済方法として機能してきた。まず、原財産自体を取り戻す方法 (following) があり、原財産が転得者に帰属しそれ自体の返還が許されない場合には、原財産の返還に代えて、その価値を表章するプロシーズへ

の追及 (tracing) が認められる。その際、返還権利者 (受益者) は、自分が原財産のエクイティ上の所有者であること、および、原財産を取り扱うに際して、受託者との間に信認関係が存在することを証明することを要したのである<sup>80)</sup>。

11 しかしながら、その信託法に属するエクイティ上の追及権に関しても、アメリカ法において権利行使のためには信認関係は不要とされ<sup>80-a)</sup>、他方、イングランド法においても近時動揺がみられる。

Foskett v. McKeowan 事件<sup>81)</sup>は、次のような事案であった。原告 X らは、訴外 M を受託者として、ポルトガルにおける土地区画開発計画への投資のために資金を提供した。その際、2 年以内に開発された区画を原告らに譲渡すること、および、開発から見込まれる収益を X らに支払うことが条件とされた。ところが、受託者 M は、その投資資金を本来の目的には全く使用せず、自己を被保険者・自分の子供たち Y らを保険金受取人とする生命保険に加入し、信託財産をその生命保険料の支払に流用しその後自殺した。X らが、M の子供 (保険金受取人) である Y らに対して、土地の引渡しに代えて、当該生命保険の保険証券が、自分たちの投資した資金のプロシーズを含むとしてその引渡しを求めた。裁判所は、受託者が、信託財産の一部を生命保険証券の購入の費用に流用した場合には、受益者たる X らは、保険証券上に自己の資金に按分比例した割合で持分を主張する、もしくは、受託者が流用した額についての返還請求権を担保するリーエンを保険証券上に主張することを、選択することができるとした<sup>82)</sup>。同判決において、Millet 卿は以下のようにいう。すなわち「追及 (tracing) は、請求 (claim) でも救済 (remedy) でもない。それは単に、返還を求める者が、自己の財産に何が生じたか、また何が当該財産のプロシーズであるのか、さらに、誰がプロシーズを受領したかを特定し、プロシーズが自己の財産を表章するものであると適切に判断されることを正当化するというプロセスである。」「……もはや、コモンローとエクイティとで区別したうえ

で、エクイティ上の追及権のルールを適用するための前提条件としての信認関係の存在に固執することによって、混和された代替物の事例で偶発的な結果を生み出すことを許すべき正当な理由はない。信認関係の存在は、原告の請求が、人的なものであるか物的なものであるかを基礎づける性質に関連するが、それは別問題である<sup>83)</sup>」と。

12 コモンロー上、原財産の返還を請求するためには、単に被告がその財産を受領し、それを保持していることのみを証明すれば足り、信認関係の存在を証明する必要はない<sup>84)</sup>。しかし、Millett 卿の上記の説示は、エクイティ上の追及権についても、権利行使の要件としての信認関係の存在を明確に不要としている<sup>85)</sup>。

同判決の事案では、実際に受託者に対して投資用の資金が預けられていたため、当初から信認関係が存在した事例であり、Millett 判事の上記の説示は傍論 (orbiter dicta) にすぎない<sup>86)</sup>。にもかかわらず、イングランド法以外の他のコモンウェルス諸国、例えばカナダ法においては、同判決が現れる以前から、すでに信認関係の存在を不要とする連邦最高裁の判例法理が展開されていた<sup>87)</sup>。換言すれば、カナダ法においては、エクイティ上の追及権を行使するためにはもはや信認関係の証明は不要で、単に、返還権利者にエクイティ上の物的権利 (equitable proprietary interest) が帰属していることを証明すれば足りるのである<sup>88)</sup>。これらの判例法理は、伝統的にエクイティ上の追及権を基礎づけるものとして位置づけられてきた擬制信託 (constructive trust) について、それを返還権利者のための一般的救済手段 (general remedy) としての「救済的擬制信託」(remedial constructive trust) として再構成することによって実現された<sup>89)</sup>。

これらの点は、本稿で取り扱っている範囲を超える問題である。ただ、制定法上の追及権においてだけでなく、エクイティ上の追及権においても、追及権行使の要件としての信認関係の存在が、不要とはいえないまでも希釈化が進んでいるということは確かであろう<sup>90)</sup>。



- 44) Cuming, *supra* note 14 at p. 431 and p. 434.
- 45) Cuming, *Id.* at p. 434.
- 46) 道垣内・前出注(8)72頁; Smith, *supra* note 39 at p. 386.
- 47) Jacob S. Ziegel, Ronald C. C. Cuming, and Anthony J. Duggan, SECURED TRANSACTIONS IN PERSONAL PROPERTY AND SURETYSHIPS: CASES, TEXT AND MATERIALS, 4th eds. (Emond Montgomery Publications Ltd. 2003), p. 426.
- 48) 松岡・前出注(9)365頁, 木村・前出注(9)139頁。
- 49) Cuming, *supra* note 14 at p. 432; P. A. U. Ali, THE LAW OF SECURED FINANCE: AN INTERNATIONAL SURVEY OF SECURITY INTERESTS OVER PERSONAL PROPERTY, (Oxford University Press, 2003), para 3. 107 at pp. 82-83.
- 50) Cuming, *supra* note 14 at p. 425; A/CN.9/WG.VI/WP.11/Add.2-Draft Legislative Guide on Secured Transactions para 35.
- 51) Cuming, *Id.* at p. 441.
- 52) *Id.* at p. 425.
- 53) Smith, *supra* note 39 at p. 141. 「ロマルバ条項」については, 道垣内・前出注(8)95-99頁および同『買主の倒産における動産売主の保護』(有斐閣・1997年)237頁以下を参照。
- 54) [1976] 2 All. E. R. 552, [1976] 1 W. L. R. 676.
- 55) 以下の紹介は, 道垣内・前出注(8)95頁以下に依拠している。
- 56) [1976] 1 W. L. R. 676 at p. 690 (Roskill L. J.).
- 57) Denis SK Ong, TRUSTS LAW IN AUSTRALIA, 2nd eds (Federation Press 2003), at p. 632.
- 58) U. C. C. 9-306 Official Comment 2 (Pre-Revision); 森田修・前出注(2)論文(3) NBL 783号 58頁注(62)。See also, Craig C. Wappett & David E. Allen, SECURITIES OVER PERSONAL PROPERTY, (Butterworths Australia 1999), para [21.16] at p. 198.
- 59) Ong, *supra* note 57, at p. 632; Ali, *supra* note 49, paras 6. 72-73 at p. 199.
- 60) UCC 第9編の売買代金担保権につき, 拙稿「アメリカ法における浮動担保と売買代金担保権の競合 わが国の流動動産譲渡担保への参考として (2)」民商法雑誌106巻1号57頁以下(1992年)を, また, カナダ法 PPSA の売買代金担保権につき, 拙稿・前出注(18)摂南法学19号31頁以下をそれぞれ参照。
- 61) (1990), [1990] 4 W. W. R. 673 (Sas. C. A.), at p. 684, 70 D. L. R. (4th) 627 at 634. 同事件については, すでに拙稿・前出注(18)摂南法学19号43-44頁で取り上げている。
- 62) [1990] 4 W. W. R. at p. 684; Widdup & Mayne, *supra* note 24, para 21. 17 at pp. 198-199.
- 63) (1993), 107 D. L. R. (4th) 129 (Sask. C. A.).
- 64) *Id.*, 107 D. L. R. (4th) 129 at 138.
- 65) (1986), 55 O. R. (2d) 438 (C. A.).
- 66) *Id.*, 55 O. R. (2d) 438, at p. 443.
- 67) *Id.*
- 68) Zeigel & Denomme, *supra* note 19, § 25. 4. 6. at p. 201; *Id.* § 1. 22 at p. 24.
- 69) Jacob S. Ziegel, "Tracing of Proceeds Under the Ontario Personal Property Security Act:

制定法の規定に基づくプロシーズ (proceeds) への追及権 (statutory tracing) (小山)

- General Motors Acceptance Corp. of Canada, Ltd. v. Bank of Nova Scotia" (1987-88), 13 Can.Bus. L. J. 177, at 188-190; Zeigel & Denomme, *supra* note 19, § 25. 4. 6. at p. 202.
- 70) British Columbia Personal Property Security Act, R. S. B. C. 1996, c. 359, s. 1 (5).
- 71) Gerard McCormack, SECURED CREDIT UNDER ENGLISH AND AMERICAN LAW, (Cambridge University Press, 2004), at p. 183-184.
- 72) McCormack, *Id.* at p. 183-184.
- 73) Wappett & Allen, *supra* note 58, para [8.23] at p. 209.
- 74) Donovan W. M. Waters, "Trusts in the Setting of Business, Commerce and Bankruptcy" (1983), 21 Alta. L. Rev. 395, at p. 434.
- 75) Benedict v. Ratner, 268 U. S. 353 (1925).
- 76) Cuming, *supra* note 14 at p. 434.
- 77) U. C. C. 9-205 Official Comment 2; Cuming, *supra* note 14 at pp. 434-435.
- 78) [1987] 5 W. W. R. 236, 57 Sask. R. 88 (Sask. C. A.).
- 79) *Id.* [1987] 5 W. W. R. 236, at p. 247-248.
- 80) Goff & Jones, *supra* note 11, para 2-033 at p. [104]; Sinclair v. Brougham [1914] A. C. 398; Re Diplock [1948] Ch. 465; Agip (Africa) Ltd. v. Jackson [1991] Ch. 547 (C. A.), at p. 566; Worthington, *supra* note 12 at p. 93; Smith, *supra* note 39 at p. 128. Re Diplock 事件判決については、道垣内・前出注(8)82頁以下が詳しい。
- 80-a) Austin W. Scott and and William F. Fiatcherl, 5 SCOTT ON TRUSTS (The Law of Ttrusts) (Little Brown & Co. 1987), § 507 at p. 554, § 508. 1 at p. 561; A. H. Oosterhoff et al. OOSTERHOFF ON TRUSTS: TEXT, COMMENTARY AND ANALYSIS, 6th eds. (Thormson Carswell 1984), at p. 678.
- 81) [2001] 1 A. C. 102, at p. 128 (Lord Millett).
- 82) *Id.* [2001] 1 A. C. 102, at p. 110B-D, 114B-H. 同判決についての簡潔なまとめとして, See, Roy Goode, LEGAL PROBLEMS OF CREDIT AND SECURITY, 3rd eds. (Sweet & Maxwell 2003) para 1-60 at p. 42.
- 83) *Id.* [2001] 1 AC 102, at p. 128 G-H (Lord Millett).
- 84) Goff & Jones, *supra* note 11 at para 2-023 p. [95].
- 85) See, P. J. Millett, "Restitution and Constructive Trusts" (1998), 114 L. Q. R. 399, at p. 409.
- 86) Goff & Jones, *supra* note 11, para 2-023 at p. [95]; *Id.* para 2-035 at p. [105].
- 87) Ziegel & Denomme, *supra* note 19, § 25. 4. 4. at p. 196; Peter D. Maddaugh & John D. McCamus, THE LAW OF RESTITUTION, 2nd eds. (Canada Law Book Inc. 2004), § 7: 200 at p. 7-10 to 7-17.
- 88) Maddaugh & McCamus, *supra* note 87, § 7. 200 at p. 7-17.
- 89) 「救済的擬制信託」(remedial constructive trust)については、木村・前出注(9) 141-142頁。とりわけ、カナダ法は、救済的擬制信託を不当利得 (unjust enrichment) は正の手段とする点が特徴的である。木村・前出注(9)146頁以下。
- 90) エクイティ上の追及権が機能するためには、前提としてコモンロー上の権原 (legal title) が返還請求の相手方に転移しており、かつ、返還権利者にはエクイティ上の所有権

が帰属していることが前提とされる。Roy Goode, *COMMERCIAL LAW*, 3rd eds. (LexisNexis UK and Penguin Books 2004), at p. 54 (paperback edition).

Foskett v McKeowan 事件判決において Millet 判事によれば、「本件のような訴訟を提起する原告は、エクイティ上 (beneficial) 原告に帰属している財産、もしくは、その財産から追及可能なプロセスを被告が受領していることのみを主張……立証すれば足り、被告がそれらの受領によって利得を得ている (受益の存在) ことの証明を要しない。」「他方、不当利得の返還においては、被告が、原告の損失において利得を得ていることの証明を要し、被告が、エクイティ上原告に帰属している財産が被告にすでに移転 (被告が受領) していることの証明は不要である」という。この説示からも看取されるように、Foskett v McKeowan 事件判決では、Lord Millett を含めて、エクイティ上の追及権の行使は、「物的権利の法」(law of property) の領域の問題であって、「不当利得法」(law of unjust enrichment) の問題とは明確に峻別されるという立場を採用している。Birks によれば、この見解は、Virgo の分析を採用したものであるという。しかし、Birks は、同判決を含めてこの見解を厳しく批判している。See, Peter Birks, "Property, Unjust Enrichment, and Tracing", [2001] 54 Current Legal Problems 231; Graham Virgo, *THE PRINCIPLES OF THE LAW OF RESTITUTION*, (Clarendon Press: Oxford 1999), at pp. 12-16; Andrew Burrows, "Quarating Restitution and Unjust Enrichment: A Major of Principle?", [2000] Restitution L. Rev. 257; Craig Rotherham, "Tracing Misconception in Foskett v Mckeown", [2003] Restitution L. Rev. 57, pp. 62-67.

#### 四 追及権行使の対象財産特定のルール

1 前章三では、追及権行使の要件として、返還権利者と返還請求の相手方、ないしは、担保権者と債務者との間に、信認関係の存在が必要かどうかについて検討した。しかし、エクイティ上の追及権において、原財産の代償・代替物たるプロセスに対する追及が認められるためには、何よりもまずエクイティ上の権利の対象物 (原財産およびその価値代替・代償物たるプロセス) が特定されることが必要である<sup>91)</sup>。信託財産が受託者の他の財産と混和 (commingling) した場合には、元の財産との同一性 (identifiability, 事実上の牽連性) を確定することを要する。混和が受託者の下で生じた場合、第三取得者は問題とならないので、同一性を確定することだけで返還が認められる。これに対し、不当処分・許されない利得の局面において第三者を相手にして救済を求めるときには、第三者が善意

制定法の規定に基づくプロセス (proceeds) への追及権 (statutory tracing) (小山)

有償の第三取得者 (good faith purchaser for value without notice) でないことが要求される<sup>92)</sup>。そして、エクイティ上の追及権の法理においては、混和した財産のなかでいかにして原財産との同一性を確定すべきかについて、独自のルールが形成されてきたのである<sup>93)</sup>。

2 他方、オンタリオ州 PPSA 72条は、以下のように規定する。

「72条 本法の明示の規定に反しない限り、商事法、契約締結能力に関する法、本人と代理、禁反言、詐欺、不実表示、強迫、強制 (coercion)、錯誤 (mistake)、その他コモンロー上の有効、もしくは、無効のルールを含む、コモンロー上およびエクイティ上の諸原則は、なお本法を補完し、かつ、継続して適用されるものとする。」

この規定は、UCC 1 103条(b)を範とし、カナダの全ての PPSA に同内容の規定が存在する。

本稿二において検討したプロセスに関する各規定においては、制定法上の追及権行使の要件として、「そのプロセスが原財産との間で同一性を識別しうる (identifiable) こと」が要求されていた<sup>93-a)</sup>。本稿でこれまで検討したところから、制定法上の追及権の法理は、その根拠等のいくつかの面において、エクイティ上の追及権とは異なる部分を有することが明らかとなった。しかしながら、エクイティ上の諸原則が UCC 第9編・PPSA においても適用されるとする上記の規定を経由することにより、エクイティ上の追及権において形成されてきた、混和財産のなかでいかにして原財産とプロセスとの同一性を特定するかのルールが、制定法上のプロセスへの追及においても原則として適用可能になるのである<sup>94)</sup>。

3 エクイティ上の追及権における、混和された資金のなかで原財産とプロセスとの間の同一性 (牽連性) を確定するルールは、次のようにまとめることができる<sup>95)</sup>。

Clayton's 事件判決<sup>96)</sup>のルール first in, first out (FIFO) の推定  
混和された資金の分配については、まず第一に当事者の意思によって判断され、意思が認定されない場合には、銀行預金勘定中の資金は、最初に預金勘定に預け入れられた資金から先に引き出されたとの推定が働く、という推定の原則。いわゆる「先入れ先出し法」(first in, first out, 略して FIFO) と呼ばれるルールである。この判決の事案自体はエクイティ上の追及権に関連しないが、その推定原則が、混和された資金への金銭の追及の局面で機能しうる。例えば、A が自己の固有資金1000ドルを9月に預金勘定に預け入れたとする。10月、A は B に帰属する1000ドルを同じ銀行預金勘定に預け入れた。結果として、預金残高は2000ドルになる。11月、A は同預金口座から1600ドルの払い戻しを受けた。Clayton's 事件判決のルールでは、A は1000ドルを自己の固有資金から、600ドルを B の資金から払い戻しを受けたと推定される。このとき、B は、預金勘定に残っている資金(預金債権)のうち、400ドルが自己に帰属すべきものとして特定することが可能になる<sup>97)</sup>。

Hallet's 遺産事件判決<sup>98)</sup>のルール 混和資金の残額への追及の場合  
弁護士(受託者)A が、婦人 B からその所有に属する証券を保管するために預かっていた。1877年、A は、B から預かった証券を B の承諾のないまま売却し、数度にわたって売却益(プロシーズ)を自己の預金勘定に預け入れ、その総額は2145ポンドに達した。B は、その預金勘定から資金の払い戻しを続け、自己の死の時点まで自己固有の資金をもその預金勘定に預け入れることを継続していた。B の死の時点で、当該銀行預金勘定には3000ポンドが残っていた。この金額のうち、A に帰属すべきプロシーズの範囲が問題となった。

銀行預金勘定中の残存額が、信託財産の売却代金(プロシーズ)の額を下回ることはなかったけれども、Clayton's 事件判決の のルール(先入れ先出し法, FIFO) をそのまま適用すると、プロシーズは、B の死の時

制定法の規定に基づくプロシーズ (proceeds) への追及権 (statutory tracing) (小山)

点までにその大部分が預金勘定から引き出され、費消されてしまっていることになる。判決は、B のような不正行為者 (wrongdoer) が自己の資金と返還権利者の資金を混和させるような事例では、Clayton's 事件判決のルールを適用することは適當ではない、そのルールに代えて、「不正行為者が信託財産を侵奪する(手をつける)前に、まず自己の資金から払い戻しをなすと推定する」、というルールを適用すべきであるとした<sup>99)</sup>。これは、「正当な払い戻しの推定 (presumption of rightful withdrawal) のルール」と呼ばれる<sup>100)</sup>。仮に、受託者が9月に預金勘定に信託財産1000ドルを預金し、10月に自己資金1000ドルを預金し、11月に500ドルの払い戻しを受けた場合、返還権利者は、口座残高1500ドルのうち1000ドルに対して物的権利を主張して追及権を行使することができる<sup>101)</sup>。

Re Oatway 事件判決<sup>102)</sup>のルール 混和資金によって取得された代償財産への追及の場合

Oatway と M. Skipper は、C. Skipper の遺言の共同受託者であった。信託の目的に違反して、Oatway のために設定された譲渡抵当について、信託財産から3000ポンドが Skipper に対して貸し付けられた。Oatway は、その後譲渡抵当の目的財産を売却して7000ポンドを自己の銀行預金勘定に預け入れた。この預け入れの時点までの預金残高は、77ポンドにすぎなかった。その後、Oatway は30ポンドを預け入れ、また総額510ポンドを預金勘定から引き出した。その後、さらにある会社の株式を取得するために、預金勘定から2317ポンドを払い戻しを受けた。

Oatway の死後、彼の上記の銀行預金勘定には資金が残っていなかったが、彼の個人名で購入された株式が残っていた。この状況下で、C. Skipper の遺言の受益者が、信託財産のうち3000ポンドが誤ってこれらの証券に投資されたとして、信託財産のプロシーズに対する追及権の行使を主張した。Joyce 判事は、前記 のルール (先入れ先出し法, FIFO) を適用しても、返還権利者の手には何も残らない。また、「正当な払い戻し

の推定 (presumption of rightful withdrawal) のルール」(上記 ) によれば、その株式は、Oatway の固有の財産で購入されたことになり、信託財産のプロシーズとはいえないという。それ故に、Joyce 判事は、以下のよう述べて、返還権利者を保護した。

「私は、以下のことは自明の理であると考える。すなわち、払い戻されたいかなる資金が投資され、かつ、その投資資金が受託者個人の名、もしくは、そのコントロールの下に残っており、他の預金残高が受託者によってその後費消された場合には、受託者は、残っている投資の成果は自己の固有資金のみを表章し、費消されてもはや追及も回復もできないものが信託に帰属する財産である、と主張することは許されないのである<sup>103)</sup>。」

すなわち、混和資金からの払戻金によって代償財産が購入されたとき、返還権利者は、信託財産がそれに使用されたものとみなして、代償財産、つまりプロシーズに追及することができるわけである<sup>104)</sup>。換言すれば、受託者が混和財産である預金債権の払い戻しを受け、それを投資して利益が上がれば、その払い戻しは預金債権のうち信託財産の部分からなされたものとみなされ、その利益は信託財産に帰属する、という推定が働くのである<sup>105)</sup>。

#### 中間最低残高 (Lowest Intermediate Balance) のルール

以上の から までは、返還権利者の請求に有利に働く推定のルールであった<sup>106)</sup>。しかし、 のルールは、 の Hallet's 遺産事件判決のルールを制約するものであって、不当な混和と返還請求の間の中間最低残高に返還権利者の優先権が制限されるという、返還権利者に不利に働くルールである。返還権利者が優先権を主張するためには、返還義務者の財産増加が現存していることの立証を要するが、残存資金が被害金額を下回ると、その財産増加が継続して存在するとの推定が妨げられるのである<sup>107)</sup>。

このルールは、James Roscoe (Bolton) Ltd. v. Winder 事件判決<sup>108)</sup>にお

ける Sargent 判事の説示がその起源であるとされる。同事件では、被告が原告の会社の資金455ポンドを横領して、自己の預金勘定に預け入れた。被告の死の時点では預金残高は350ポンドであったが、それ以前に横領がなされた時期の残高は25ドルにすぎなかった。Sargent 判事は、原告は中間最低残高の25ポンドについてのみ返還の権利を有すると判示して、以下のようにいう。

「債務者(返還義務者)の死の時点で、債務者の預金勘定の貸方(credit)に残存している共通の資金に対して、25ポンドを超えて信託財産の追及をなすまいようにみえる。というのは、債務者による払い戻しが、彼の固有資金に帰せしめられ、信託財産からなされたと解されるべきではないというのが、Hallet's 遺産事件判決のルールであるけれども、払い戻しが、債務者の固有資金が完全に枯渇する額にまで達したとき、その払い戻した後の残額こそが信託財産の対象であるに違いないという結論に達するからである。例えば、債務者の預金勘定中の残高が全部で25ポンドであるとする。債務者が、預金残高25ポンド以外の455ポンド全額を、信託財産から引き出したに違いないことは、極めて明白である。追及をなすために、あなたは、当初の状態で残っているものか、もしくは、他の形態で発見されうるものどちらか一方を、一定の額の限度で触手を伸ばそうとするであろう。これが「追及」であり、本件の事実の下では、まさに25ポンドに対して以外は絶対的に排斥されるのである<sup>109)</sup>。」

しかし、中間最低残高のルールの例外として、預金残高が最低額を記録した後に、不正行為者が、費消した混和資金を再度補填する意図をもってその後新たに資金を預け入れた場合には、その入金された分は返還権利者に帰属するものとされる<sup>110)</sup>。

4 エクイティ上の追及権に関する以上のルールは、信託義務に違反した受託者の行為態様(不正行為)を、払い戻しが受託者の固有資金からなさ



れたと推定する根拠としている。他方、本稿三1ですでに述べたように、制定法上の追及権においては、利害関係人とりわけ債務者の行為態様は追及の可否に無関係である。しかしながら、プロセスからの弁済に対する担保権者の期待を保護するため、原則として担保権者に有利な推定が働く。

払い戻し時の資金全体がプロセスで構成されているなら、払い戻し金によって購入された財産もまた預金勘定中の資金と同一性のあるプロセス(プロセスのプロセス)であることに異論はない。しかしながら、払い戻された資金の一部がプロセスではなく債務者に帰属するものである場合には、債務者はまず自己の資金を先に費消し、次に、担保権の追及しうるプロセスを費消したとの推定が働き、よって、後者の範囲でのみプロセスに対する追及が許されると解すべきであるという<sup>111)</sup>。

より厄介なのは、Agricultural Credit Corp. of Saskatchewan v. Pettyjohn 事件<sup>112)</sup>のように、混和された資金から頻繁に預け入れと払い戻しがなされた場合である。同事件で、債務者 Pettyjohn は原告 Agricultural Credit Corp. (以下 ACC という) から牛120頭の購入資金の融資を受け、これらを目的として、ACC のために売買代金担保権を設定した。債務者は、その後、これらの牛を ACC の承諾のないまま売却し、その売却代金(プロセス)を ACC とは異なる金融機関(銀行)の預金勘定に預け入れた。その後、預け入れた以上の額がさらに引き出され、預金勘定は過振り(overdraft)状態に陥った(つまり、預金残高はいったんゼロになり、さらにマイナス状態にある: 筆者注)。過振り状態で払い戻された資金は、新たな牛の購入資金に使用された。債務者が支払不能に陥った際、ACC は、自己の有する売買代金担保権が、当初の担保目的財産である牛から、その後新たに購入された牛がそのプロセスであってこれに及ぶとして、他の一般債権者の差押えに対する優先を主張した。

この事件の事案では、銀行預金勘定における預け入れと払い戻しが数多くなされていたため、当初の担保目的財産と新たに購入された財産との「密接かつ実質的な」(close and substantial) 牽連性を特定することが困難

であった。仮に、上記の Clayton's 事件判決のルール「先入れ先出し法」(first in, first out, FIFO) を適用すれば、銀行預金勘定に先に預け入れられたプロシーズは、先に払い戻されたと推定され、担保目的財産との間の牽連性を証明することはまず不可能である。加えて、債務者の銀行預金勘定は常に過振り状態で預金残高がマイナスであり、仮に牽連性を証明できたとしても、上記の中間最低残高のルールを適用すれば、プロシーズへの追及が遮断されることになる<sup>113)</sup>。

裁判所は、「直接的かつ実質的な」牽連性を証明するに際して、本件では、当初の担保目的財産も、その後新たに購入された財産も、同種の牛であることに着目する。「古い牛と新しい牛との間の直接的かつ実質的な牽連性は、取引の形式には何ら無関係であって、むしろ財産の性質と機能が重要であり、単に新しい牛が古い牛と交換されたにすぎないというべきである<sup>114)</sup>。」換言すれば、同種の財産の購入が連続したことは、当初の担保目的財産の売却から生じたプロシーズによって、新たに「機能的に同質」(functionally equivalent)・同種の財産が購入されたことを推定させるのである<sup>115)</sup>。

売却された当初の牛のプロシーズは、実際には、預金勘定のある銀行に対する過振りの解消のために充当され、伝統的な見解によれば、プロシーズは費消されてもはや追及は許されない。しかし、本件で過振り状態で引き出された資金が新たな牛の購入資金に使用されたという事実からは、異なる結果を導くことができるという。すなわち、当初の牛の売却益たるプロシーズが預金勘定に入金されたが、過振り状態での払い戻しは、機能的にみてそのプロシーズが源泉となっていると推定され、かつ、その過振りによる資金(正確には銀行による貸付金)によって新たな牛が購入された。実質的にみれば、古い牛が新しい牛と交換されただけというのが本件の取引実態であるから、プロシーズと当初の担保目的財産との牽連性が証明されたといえる<sup>116)</sup>。このような推定が、エクイティ上の追及における推定原則を PPSA において適合的に修正したルールである、というわけで

ある。この推定の原則を、「機能的な等価基準」(functional equivalency test)と呼ぶ<sup>117)</sup>。この基準によれば、当初の担保目的財産が棚卸資産であり、かつ、プロセスであると主張される財産も棚卸資産である場合には、相互間の牽連性が推定されることになる<sup>118)</sup>。同時に、この推定は、エクイティ上の追及において要求される、新たな牛の購入資金が、過振り状態の預金勘定から引き出された資金と一致するという証明をも不要にする<sup>119)</sup>。

5 Agricultural Credit Corp. of Saskatchewan v. Pettyjohn 事件判決は、「PPSA の下で、追及 (traicing) の概念を定義するに際して、我々は、モンローとエクイティにおける追及の概念を参照しなげなければならない。けれども、追及の概念における一定の修正が、PPSA の文脈では必要とされるであろう<sup>120)</sup>」と指摘して、エクイティ上の追及権のこれらのルールを、UCC 第9編ないし PPSA およびこれらの立法を採用している法域の商事取引の実態に適合するように一定の修正を施したのである<sup>121)</sup>。

けれども、Law Society of Upper Canada v. Toronto Dominion Bank 事件判決<sup>122)</sup>においては、制定法上の追及権ではなくエクイティ上の追及権について、上記の Clayton's 事件判決のルール(先入れ先出し法 = FIFO の推定)、および の中間最低残高のルールについて、一定の修正がなされたのである。弁護士が自己の顧客からの預託金を横領して預金勘定中で混和し、かつ残存金が複数の受益者への分配に不足するという事案で、裁判所は、および のルールは受益者が信託の目的に違反した受託者に対して追及をなす事案では、受託者の不正行為の是正のために適当だが、複数の受益者間で追及が競合する事案では、これらの推定のルールは同じ境遇の者同士の間でリスクを分散するためには不適當であるとした。 のルールでは、時間的に先に現れた返還権利者にとって不利な推定が働き、他方で、 のルールでは、そのうえで、頻繁に預金の預け入れと払い戻しがなされかつ複数の受益者のいる同事件の事案の下では、同等の受益者間

制定法の規定に基づくプロシーズ (proceeds) への追及権 (statutory tracing) (小山)

で請求額に按分比例して預金勘定中の資金を分け合うという方法 (“*pari passu ex post fact approach*”) がむしろより衡平であると判断したのである。この方法によれば、預金の預け入れと払い戻しの時間的な順序、および、追及の対象たるプロシーズと原財産の同一性はもはや問題とはならず、残存する混和資金全体が、返還権利者たる受益者全体の擬制信託ないしリーエンの目的となる<sup>123)</sup>。Ziegel と Denomme によれば、このようなエクイティ上のルールをエクイティ上の追及権行使において修正する方向は、PPSA の規定によるプロシーズへの追及権 (制定法上の追及権) においても等しく妥当するという<sup>124)</sup>。

- 91) 道垣内・前出注(8)70頁。エクイティ上の追及権が機能するためには、前提としてコンロー上の権原 (legal title) が返還請求の相手方に移転しており、かつ、返還権利者にはエクイティ上の所有権が帰属していることが前提とされる。Goode, *supra* note 90, at p. 54.
- 92) 道垣内・前出注(8)72頁; Smith, *supra* note at p. 386.
- 93) See, Maddaugh & McCamus, *supra* note 87, § 7-300 at p. 7-17 to 7-23, § 7-400 at p. 7-26 to 7-41.
- 93-a) もっとも、本稿二2で挙げたサスカチュワン州 PPSA 1条1項のプロシーズの定義では、その(a)において「(a)同一性のある (identifiable, 同一性を識別しうる), もしくは、追及可能な (traceable)」という区別をおく。「同一性のある」とは、担保目的財産の処分から直接生じるプロシーズをさし、「追及可能な」とは、二次的に生じるプロシーズ、つまり、「プロシーズのプロシーズ」を意味する。例えば、在庫商品が売却されて現金で代金が支払われたとき、その現金は在庫商品と「同一性のある」プロシーズであり、現金が銀行預金勘定に預け入れられた場合の預金勘定は、在庫商品から「追及可能な」プロシーズなのである。Cuming, *supra* note 14 at p. 427-429.
- 94) Ziegel & Denomme, *supra* note 19, § 25. 4. 5 at p. 198. See also, Agricultural Credit Corp. of Saskatchewan v. Pettyjohn 事件判決 ([1991] 3 W. W. R. 689, at p. 720 (Sask. C. A.), 79 D. L. R. (4th) 22, at p. 39. アメリカ UCC 第9編における状況については、See, Clark & Clark, *supra* note 26, ¶ 10. 03[2][c], at 10-62 to 10-70.
- 95) Ziegel, Cuming, and Duggan, *supra* note 47 at p. 426-427. 信託財産の混和について、道垣内・前出注(8)61-62頁を参照。UNCITRAL「担保付取引に関する立法ガイド」においても、FIFO, LIFO, 中間最低残高のルールが紹介されている。A/CN. 9/WG. VI/WP. 11/Add. 2-Draft Legislative Guide on Secured Transactions paras 38-39 11 February 2004.
- 96) Derawaynes v. Nobel; Clayton's Case (1816), 35 E. R. 781.
- 97) Maddaugh & McCamus, *supra* note 87, § 7: 300. 10 at p. 7-20 to 7-21.
- 98) Re Hallett's Estate: Knatchbull v. Hallett (1880), 13 Ch. D. 696 (C. A.). 同判決については、道垣内・前出注(8)79-80頁および松岡・前出注(9)372頁を参照。

- 99) Re Hallett's Estate, *Id.*, 13 Ch. D. 696 (C. A.) at p. 727-728.
- 100) Ziegel, Cuming and Duggan, *supra* note 47 at p. 426.
- 101) Maddaugh & McCamus, *supra* note 87, § 7: 300. 20 at p. 7-21 to 7-22.
- 102) Re Oatway [1903] 2 Ch. 356.
- 103) *Id.* [1903] 2 Ch. 356, at pp. 360-361.
- 104) 松岡・前出注(9)372-373頁。
- 105) 道垣内・前出注(8)62頁。結果として、同事件では、受益者は、証券の売却によって生じたプロシース2475ポンドに対してエクイティ上のリーエンを付与された。[1903] 2 Ch. 356, at pp. 360-361; Maddaugh & McCamus, *supra* note 87, § 7: 300. 30 at p. 7-23.
- 106) Maddaugh & McCamus, *Id.* § 7: 300. 40 at p. 7-24.
- 107) 松岡・前出注(9)374頁。
- 108) [1915] 1 Ch. 62.
- 109) *Id.* [1915] 1 Ch. 62, at pp. 68-69.
- 110) Maddaugh & McCamus, *supra* note 87, § 7: 300. 40 at p. 7-24; 松岡・前出注(9)374頁。
- 111) Cuming, *supra* note 14 at pp. 442-443.
- 112) [1991] 3 W. W. R. 689 (Sask. C. A.), 79 D. L. R. (4th) 22.
- 113) 中間最低残高のルールにおいては、預金勘定がマイナスになる過振り状態が介在すればもやは追及は許されない。See e.g., Bishopsgate Investment Management Ltd. v. Homa [1995] 1 All. E. R. 347. 過振り状態の解消のために、預金勘定の存する銀行に対する債務に預入金が充当され、かつ、銀行は通常善意有償の第三者である、というのがその理由である。Agricultural Credit Corp. of Saskatchewan v. Pettyjohn, [1991] 3 W. W. R. 689 (Sask. C. A.), at p. 703.
- 114) *Id.* [1991] 3 W. W. R. 689, at p. 705.
- 115) Cuming, *supra* note 14 at p. 445.
- 116) [1991] 3 W. W. R. 689, at p. 705.
- 117) Cuming, *supra* note 14 at 444 and 446 n. 79; Widdup & Mayne, *supra* note 24, para 24. 20 to 24. 22, at p. 222-223. 最終的には、当初の担保目的財産である牛120頭のうち、47パーセント分について、売買代金担保権を有したとして、これらの売却代金分について優先が認められた。[1991] 3 W. W. R. 689, at p. 707; Cuming, *supra* note 14 at p. 446 n. 79.
- 118) Cuming, *Id.* at p. 445. Re River Industries Ltd. (1992), 70 B. C. L. R. 19 (B. C. S. C.), 13 C. B. R. (3d) 59, 3 P. P. S. A. C. (2d) 284, [1992] 6 W. W. R. 257 は、Agricultural Credit Corp. of Saskatchewan v. Pettyjohn 事件判決の「機能的な等価基準」を適用し、当初の担保目的財産もプロシースも棚卸資産である事案で、プロシースへの追及を肯定した。
- 119) Widdup & Mayne, *supra* note 24, para 24. 20 at p. 223.
- 120) [1991] 3 W. W. R. 689 (Sask. C. A.), at p. 702, 79 D. L. R. (4th) at p. 39.
- 121) Widdup & Mayne, *supra* note 24, para 24. 16 at p. 222.
- 122) (1998), 169 D. L. R. (4th) 353 (Ont. C. A.).
- 123) (1998), 169 D. L. R. (4th) 353 (Ont. C. A.), at p. 365 [27], p. 368 [40], p. 369 [41], pp. 371-372 [49] to [51]. また、原审の判断が採用した、残存財産上に返還権利者が財産増加

制定法の規定に基づくプロシーズ (proceeds) への追及権 (statutory tracing) (小山)

に対する貢献を按分比例して反映させるのは、最後の預入をなした者に不利に働く推定であるという。 *Id.*

- 124) Ziegel & Denomme, *supra* note 19, § 25. 4. 6 at p. 201. Law Society of Upper Canada v. Toronto Dominion Bank 事件判決 (1998), 169 D. L. R. (4th) 353 (Ont. C. A.) に対する批判として, See, Lionel D. Smith, "Tracing Bank Accounts: The Lowest Intermediate Rule on Trial" (2000), 33 Can. Bus. L. J. 75. 松岡・前出注(9)375頁も参加

## 五 結 語

1 本稿では、プロシーズに対する追及効について、制定法上の追及権とエクイティ上の追及権双方について簡単な比較を試みた。以下、明らかに違った特徴を簡単に要約しておく。

2 制定法上のプロシーズの定義規定では、特にサスカチュワン州 PPSA の規定が特徴を有していた。第一次的な担保目的財産について債務者が権利を取得せず、担保権そのもの成立が否定されるなら、その価値代償・代替物であるプロシーズへの追及を語る余地はない。これは、プロシーズが原財産たる担保目的物と同一性を確定しうるかどうかとは無関係である。

各定義規定において、度々、「プロシーズのプロシーズ」の取り扱いが問題とされる。これは、プロシーズに対する担保権の追及に対する担保権者の期待を、プロシーズの譲受人たる第三取得者との関係でどこまで保護すべきか、という問題として捉えることができる。換言すれば、担保目的財産が棚卸資産や売掛債権等、債務者がその受領したプロシーズから担保権者に弁済することが前提とされる場合に、担保権者がそれらから弁済を期待するのが合理的であるから、担保権のプロシーズに対する追及を拡張してその期待を保障することと財産の流通との調和点をどこにおくかの問題として位置づけられる。

3 制定法上の追及権は、文字通り制定法の明文の規定によって認められ

るものである。制定法が採用される以前の明示の信託を利用した「信託プロセス条項」と異なり、担保権者・債務者間に信認関係がなければ追及効が否定されるわけではない。他方、エクイティ上の追及権についても、信認関係の要否は従来は明確に必要とされていたものの、イングランドの近時の裁判例やカナダ法等では不要とされる傾向にある。

4 最も重要であるのは、原担保目的財産ないし原財産とプロセスとの間の牽連性の有無である。銀行預金勘定中でプロセスが混和された場合の処理については、原則として、エクイティ上の追及権・制定法上の追及権双方に同一のルールが妥当する。しかしながら、少なくともカナダ法 PPSA の下では、エクイティ上の推定のルールは、それが PPSA 等の下で商業上不合理であるのなら、必要な修正を受けることになる<sup>125)</sup>。また、エクイティ上の追及権においても、事案に応じた柔軟な修正がなされることがある。

5 以上より、両者の間には、その追及権が認められる根拠を除いて、類似点が多く存在することが明らかとなった。もともと制定法上の追及権自体が、エクイティ上の追及権を担保権の追及のために借用している以上、当然の結論といえよう。けれども、信認義務の要否や同一性の確定のルール等の面で、エクイティ上の追及権自体の変容を遂げつつある点には、注意を要する。

敷衍していえば、制定法上の追及権は、UCC 第9編等に基づく約定担保権をその基礎におく。当初の担保目的財産に付着した担保権の優先弁済権が、プロセスに対する追及効の形態で拡張して行使されるわけである。プロセスが担保権の対象となることによって、担保権者は最初から最小限にすることを意図していた債務者の支払不能のリスクの負担を、当初の期待に沿う形で実現できる。

これに対して、エクイティ上の追及権が行使される際には、事前に返還

制定法の規定に基づくプロシーズ (proceeds) への追及権 (statutory tracing) (小山)

権利者の側に返還債務者の支払不能のリスクを計算する機会はない。まさに「衡平の観点から」(equitable) 物的な救済が与えられる。両者の最も大きな相違点は、ここにあるというべきであろう。

6 もっとも, Ellingsen (Trustee of) v. Hallmark Ford Sales Ltd. 事件判決<sup>126)</sup>では, 条件付売買 (conditional sale) の下で, 売主は, 買主たる債務者に自動車を引渡し, 何ら代金支払について条件を定めることなしに彼 (買主) の名で自動車の登録を許した。この事件では, 売主は担保設定契約の締結を否定され, かつ, 与信公示書を登録していないので, UCC 第9編ないし PPSA で与えられる売買代金担保権を取得していない。にもかかわらず, 裁判所は, 買主の破産宣告時に, 売主に, 自動車を目的として「救済的擬制信託」(remedial constructive trust) を与え, もって自動車の取戻しを認めて売主を保護したのである。

この事件では, プロシーズに対するエクイティ上の追及権は問題となっていない。しかし, 制定法上の追及権の基礎である約定担保権の欠缺を, 「救済的擬制信託」が補っている事例であるといえよう<sup>127)</sup>。

また, Canadian Imperial Bank of Commerce v. Valley Credit Union Ltd. 事件判決<sup>128)</sup>では, 有効に設定されかつ登録も経由された PPSA の担保権を有する担保権者が, プロシーズの第三取得者が, 債務者の不正かつ詐欺的な意図を知りながらその譲渡に協力した場合に, その第三取得者を「擬制信託上の受託者」として, PPSA の規定によらずにエクイティ上の追及権をプロシーズに対して行使することが認められている。

これらの検討は, 本稿ではもはやなしえないが, 少なくとも, 担保権者であるからといってエクイティ上の追及権が認められ得ないわけではなく, また, ときには担保権者が本来優先し得ない場面に救済する役割を擬制信託が果たすことは確かであろう。

このように, プロシーズに対する制定法上の追及権とエクイティ上の追及権とは, 決して相互に排斥し合うものではないのである。



- 125) Widdup & Mayne, *supra* note 24, para 24. 22 at pp. 223-224.  
126) (2000), 190 D. L. R. (4th) 47 (B. C. C. A.), reversing 50 C. B. R (3d) 50.  
127) See, Jacob S. Ziegel, "The Unwelcome Intrusion of the Remedical Constructive Trust in Personal Property Security Law: Ellingsen (Trustee of) v. Hallmark Ford. Sales Ltd." (2001), 34 Can. Bus. L. J. 460.  
128) (1989), 63 D. L. R. (4th) 632, [1990] 1 W. W. R 736 (Man. C. A.).

\* 本稿は、筆者のカナダ・トロントの Osgoode Hall Law School, York University での在外  
研究中(2004年8月末より2005年9月初旬まで)に執筆したものである。そのため、本来  
であれば引用すべき日本の文献で、参照できなかったものがあることをお断りしておき  
たい。

\* \* 本稿は、2004年度科研費・若手研究(B)による研究成果の一部である。